

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

令和7年4月23日
国立大学法人総合研究大学院大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥建築物の維持管理に関する契約、⑦産業廃棄物の処理のうち、①については、以下のとおり環境配慮契約を行った。（②～⑦については該当がなかった。）

①電気の供給を受ける契約

裾切り方式（※）による一般競争入札を実施した件数 1件
（契約期間：令和6年12月1日～令和7年11月30日）

※当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

以上